

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4	かばん又は携帯用袋物等

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
定義			
かばん又は携帯用袋物一般を分類する。			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
注1: 収容する物品を特定し、かつ特殊な形態を有するケース又はカバー等を除く。			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-0	その他のかばん又は携帯用袋物等

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-0	全	その他のかばん又は携帯用袋物等
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
E1-432	かばんおもちゃ(手提げかごおもちゃ、バックおもちゃ)	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
日常生活において携帯する汎用性のあるかばん及び袋物で、下位に該当する分類のないもの。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
B 4 - 1 0	かばん又は携帯用袋物

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B 4 - 1	—	かばん又は携帯用袋物
B 4 - 1 A	—	かばん又は携帯用袋物(口金開口型)
B 4 - 1 A A	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付き口金開口型)
B 4 - 1 A B	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付き口金開口型)
B 4 - 1 B	—	かばん又は携帯用袋物(ふた覆い型)
B 4 - 1 B A	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きふた覆い型)
B 4 - 1 B B	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きふた覆い型)
B 4 - 1 C	—	かばん又は携帯用袋物(ファスナー開口型)
B 4 - 1 C A	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きファスナー開口型)
B 4 - 1 C B	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きファスナー開口型)
B 4 - 1 E	—	かばん又は携帯用袋物(折畳み型)
B 4 - 1 G	—	かばん又は携帯用袋物(円型)
B 4 - 1 H	全	かばん又は携帯用袋物(草履袋型)
B 4 - 1 L	全	かばん又は携帯用袋物(手付き編み袋型)
B 4 - 1 M	—	かばん又は携帯用袋物(きんちゃく型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
B 6 - 2 0 0 A	たばこ入れ(携帯型) (携帯用たばこ入れ、シガレットケース)	
B 7 - 0 2 0	化粧用具入れ	
C 5 - 5 1 1	食品カバー及び調理用具カバー (A 袋物型)	
F 2 - 7 4 0	事務用品携帯具	
F 2 - 7 4 2 1 0	筆入れ	
F 4 - 7 4 2 2	筆箱	
F 2 - 7 4 4 0	書類携帯具(名刺入れ、定期入れ)	
J 3 - 2 9 2 6	カメラケース	
K 2 - 7 0	釣用具入れ等	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
かばん	携帯用小物入れ	ハンドバッグ
セカンドバッグ	手提かばん	手提袋
肩掛けかばん	化粧用ポーチ	買い物袋
トートバッグ	ボストンバッグ	アタッシュケース

定義

主として汎用的なかばん又は携帯用袋物のうち、以下に含まれないもの。
 収納物を特定せず、手や肩に提げたり、又は抱えたり、あるいは衣服のポケットや他のかばん袋物に入れて持ち運ぶもので、下位に該当分類のないもの。

登録 1135323

「ハンドバッグ」

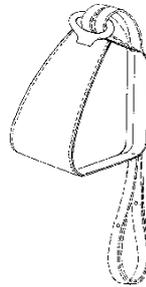
B4-10



登録 1068250

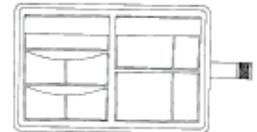
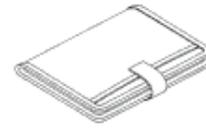
「ハンドバッグ」

B4-10



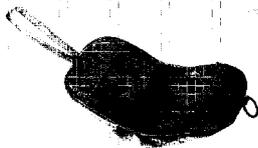
登録 744876

「携帯用小物入れ」



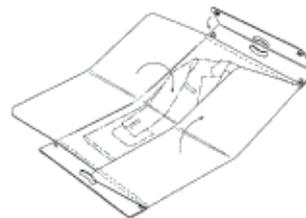
登録 993034

「携帯用小物入れ」



登録 741725-001

「洋服類の携帯用バッグ」 B4-10



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

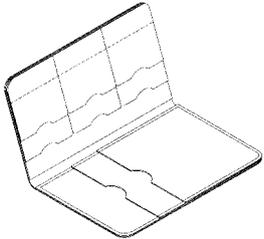
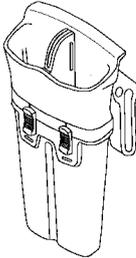
注1:カード入れ、定期入れ、免許証入れ(F2 - 7440)へ。

注2:定期入れ付き財布は財布(B4 - 4)へ。

注3:カメラのみを所持するための専用ケースはカメラケース(J3 - 2926)へ

注4:はさみ等工具類の携帯ケースは腰つり用工具入れ(K1 - 52)へ。

注5:釣用バッグは釣り用具入れ等(K2 - 70)へ

<p>注1 登録 1136089 「証書入れ」</p> 	<p>注3 登録 918635 「カメラ用ケース」</p> 	<p>注4 登録 1106677 「工具の収納ケース」</p> 
---	---	---

注5:例 登録 1173685 釣用バッグ K2-70



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

注6:主たる用途があるものでも、外観の形状が一般のかばん又は携帯用袋物に類するものは含む。携帯用の化粧用具用ケース、携帯用のカメラ用品用ケース(カメラのみを所持するためのカメラケースはJ3 - 2926。)、携帯用の電子計算機用ケース等。

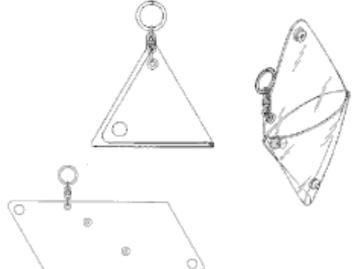
注7:使用しない場合にコンパクトにすることができるタイプのものは、使用時(ものを収納する時)の形態について付与する。

注8:折り畳んで小物入れを形作るものは、形成された小物入れの形態について付与する。

注7:登録 1151332 「手提げ袋」 B4-10C D



注8 登録 873321 「携帯用小物入れ」 B4-10C B



過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4 - 10	A	書類かばん型

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B4 - 1	—	かばん又は携帯用袋物
B4 - 1A	—	かばん又は携帯用袋物(口金開口型)
B4 - 1AA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付き口金開口型)
B4 - 1AB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付き口金開口型)
B4 - 1B	—	かばん又は携帯用袋物(ふた覆い型)
B4 - 1BA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きふた覆い型)
B4 - 1BB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きふた覆い型)
B4 - 1C	—	かばん又は携帯用袋物(ファスナー開口型)
B4 - 1CA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きファスナー開口型)
B4 - 1CB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きファスナー開口型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)

かばん又は携帯用袋物のうち、書類等をいれる略直方体薄型のバッグ。主としてビジネスバッグ類を分類する。一般にブリーフケースと称されるもの。ダレスバッグと称されるバッグも含む。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

注1: アタッシュケース等ハードタイプのもの(布、革製であっても本体形状が多少の外力によって変形しないものを含む)はB4 - 14へ



分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
注: 明らかに書類用バッグ、ビジネスバッグと思われるもの(略直方体薄型のバッグ)のみに付与する。(判断が難しい場合は付与しない。)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A B	書類かばん型(開口部・ふた覆い型)	
B	伸縮引き手付き型	
C A	開口部・開放型	
C B	開口部・ふた覆い型	
C C	開口部・口金型	
C D	開口部・口ひも型	
C E	開口部・ファスナー型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B 4 - 1 0	A B	書類かばん型(開口部、ふた覆い型)

対応する旧意匠分類 移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B 4 - 1 B	—	かばん又は携帯用袋物(ふた覆い型)
B 4 - 1 B A	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きふた覆い型)
B 4 - 1 B B	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きふた覆い型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)
かばん又は携帯用袋物・書類かばん型のうち、開口部をふたで覆うもの。肩掛け又は手提げタイプのスクールバッグ(中高生通学用手提げかばん)を含む。

登録 1067389 「手提げカバン」 	登録 967120-1 「携帯電話収納ポケット付バッグ」 	登録 930101 「かばん」 	登録 993223 「かばん」 
--	---	---	---

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	書類かばん型	
B	伸縮引き手付き型	
C A	開口部・開放型	
C B	開口部・ふた覆い型	
C C	開口部・口金型	
C D	開口部・口ひも型	
C E	開口部・ファスナー型	

過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4-10	B	伸縮引手付き

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1	—	かばん又は携帯用袋物
B4-1AA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付き口金開口型)(財布を除く)
B4-1AB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付き口金開口型)(財布を除く)
B4-1BA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きふた覆い型)(財布を除く)
B4-1BB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きふた覆い型)(財布を除く)
B4-1CA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きファスナー開口型)(財布を除く)
B4-1CB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きファスナー開口型)(財布を除く)
B4-1E	—	かばん又は携帯用袋物(折畳み型)(財布を除く)
B4-1M	—	かばん又は携帯用袋物(きんちゃく型)(財布を除く)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)
かばん又は携帯用袋物(B4-10)のうち、伸縮引手の付いたもの。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>登録 1079978 「ポストンバッグ」</p>  </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>登録 1005561 「曳行鞆」</p>  </div> </div>

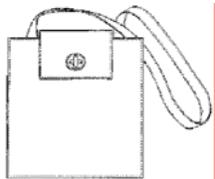
他のDタームとの関係(付与しない意匠)
スーツケース等ハードタイプのはB4-14Cへ
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>登録 1097809 「スーツケース」 B4-14C,</p>  </div>

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)
B4-15に優先して付与する

このDタームと複数付与しないDターム		左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
記号	Dタームの名称	
AB	書類かばん型・ふた覆い型	
B	伸縮引手付き型	
CA	開口部・開放型	
CB	開口部・ふた覆い型	
CC	開口部・口金型	
CD	開口部・口ひも型	
CE	開口部・ファスナー型	

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4 - 10	CA	開口部、開放型

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B4 - 1	一	かばん又は携帯用袋物
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
定義(図例必須)		
かばんまたは携帯用袋物のうち、ふた部がなく、主たる開口部が開放しているもの。 注1:開口部の一部をバンド、ひも等で止めているものを含む。		
登録 1165310 「ハンドバッグ」		登録 1116015 「かばん」
		
		登録 1101884 「手提バッグ」
		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
注2:紙製の簡易袋は含まない。(B4 - 16へ)		
注3:注1にいうバンド止め部が幅広(全体の幅の半分以上)のものは含まない。		
注2:例 登録 1044729 「手提袋」 B4-16		注3:例 登録 1046169 「ショルダーバッグ」 B4-10DB
		

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

注4: 使用しない場合にコンパクトにすることができるタイプのものは、使用時(ものを収納する時)の形態について付与する。

注4: 例

登録 1145017

「携帯用袋物」

B4-10CA



使用時

このDタームと複数付与しないDターム

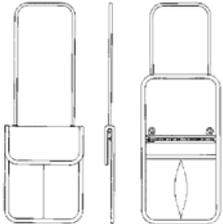
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	書類かばん型	
AB	書類かばん型(開口部・ふた覆い型)	
B	伸縮引き手付き型	
CB	開口部・ふた覆い型	
CC	開口部・口金型	
CD	開口部・口ひも型	
CE	開口部・ファスナー型	

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B 4 - 1 0	C B	開口部、ふた覆い型

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B 4 - 1 B	一	かばん又は携帯用袋物(ふた覆い型)
B 4 - 1 B A	一	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きふた覆い型)
B 4 - 1 B B	一	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きふた覆い型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義 (図例必須)		
かばん又は携帯用袋物(書類かばん・ふた覆い型を除く)で、主たる開口部をふたで覆うもの。		
登録 1116398 「かばん」 	登録 1165913 「手提かばん」 	登録 928053 「携帯用小物入れ袋」 

注: 書類かばん型の開口部・ふた覆い型はB 4 - 1 0 A Bへ

登録 1067389 「手提げカバン」 B4-10AB 
--

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	書類かばん型	
A B	書類かばん型(開口部・ふた覆い型)	
B	伸縮引き手付き型	
C A	開口部・開放型	
C B	開口部・ふた覆い型	
C C	開口部・口金型	
C D	開口部・口ひも型	
C E	開口部・ファスナー型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4-10	CC	開口部、口金型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
B4-1A	—	かばん又は携帯用袋物(口金開口型)	
B4-1AA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付き口金開口型)	
B4-1AB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付き口金開口型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
定義(図例必須)			
かばん又は携帯用袋物で、主たる開口部に口金のついたもの。			
登録 813009-002 「携帯用小物入れ」		登録 870606 「手提バッグ」	
		登録 1116338 「ハンドバッグ」	
			
他のDタームとの関係(付与しない意匠)			
箱型で全開タイプ(2つにわかれるタイプ)は含まない。		登録 754487 「手さげかばん」	
			
		B4-14E	
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。	
A	書類かばん型		
AB	書類かばん型(開口部・ふた覆い型)		
B	伸縮引き手付き型		
CA	開口部・開放型		
CB	開口部・ふた覆い型		
CD	開口部・口ひも型		
CE	開口部・ファスナー型		
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4-10	CD	開口部、口ひも型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1M	一	かばん又は携帯用袋物(きんちゃく型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
提げかばん又は袋物で、主たる開口部を紐等で締めるもの。		
登録 1080828 「携帯用収納袋」	登録 1167983 「買い物袋」	登録 1177985 「手提袋」
		
他のDタームとの関係(付与しない意匠) 注1: ナップサック(背負いひも付き)を除く。		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	書類かばん型	
AB	書類かばん型(開口部・ふた覆い型)	
B	伸縮引き手付き型	
CA	開口部・開放型	
CB	開口部・ふた覆い型	
CC	開口部・口金型	
CE	開口部・ファスナー型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4-10	CE	開口部、ファスナー型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1C	—	かばん又は携帯用袋物(ファスナー開口型)
B4-1CA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きファスナー開口型)
B4-1CB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きファスナー開口型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
F2-74200	筆記具携帯具(筆入れ)	
F2-74210A	筆入れ(ファスナー付き)	
定義(図例必須)		
かばん又は携帯用袋物で、主たる開口部にファスナーのついているもの。		
登録 1145626 「トートバッグ」		登録 1176604 「かばん」
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
主たる開口部に着目して判断する。 A、Bを優先する。		
		登録 968857 「セカンドバッグ」 B4-10CE
		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	書類かばん型	
AB	書類かばん型(開口部・ふた覆い型)	
B	伸縮引き手付き型	
CA	開口部・開放型	
CB	開口部・ふた覆い型	
CC	開口部・口金型	
CD	開口部・口ひも型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4-10	D	提げ手、ひも等無し型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1	—	かばん又は携帯用袋物
B4-1A	—	かばん又は携帯用袋物(口金開口型)
B4-1B	—	かばん又は携帯用袋物(ふた覆い型)
B4-1C	—	かばん又は携帯用袋物(ファスナー開口型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
F2-74200	筆記具携帯具(筆入れ)
F2-74210A	筆入れ(ファスナー付き)

定義(図例必須)

かばん又は携帯用袋物で、携帯するための提げ手・ひも等がついていないもの。

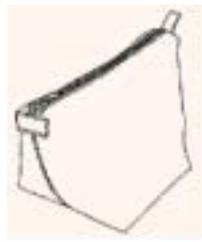
登録 968857

「セカンドバッグ」



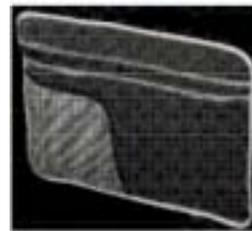
登録 1145627

「ポーチ」



登録 996534

「携帯用小物入れ」



登録 1081955

「ハンドバッグ」



登録 1067326

「携帯用小物入れ」



注1:登録 1133862

「事務用品その他の手持ち用具のケース」



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

注1:下記のようなタイプは提げ手、ひも付きとするので、含まない。

登録 1143882

「ポーチ」
B4-10CE



注2:登録 1079911

「携帯用小物入れ」 B4-10CE



登録 1080828

「携帯用収納袋」
B4-10CD



分類付与運用メモ（付与優先順位、懸案事項など）

注2: 下記のような取り付け金具程度の手に提げたり、肩に掛けたりしないものは含む

注2
 登録 1081466
 「携帯用小物入れ袋」
 B4-10CE
 B4-10D



このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
B 4 - 1 1	かばん又は携帯用袋物、具象型

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B 4 - 1 D	—	かばん又は携帯用袋物(具象型)
B 4 - 1 D A	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付き具象型)
B 4 - 2 0	—	背負いかばん又は背負い袋

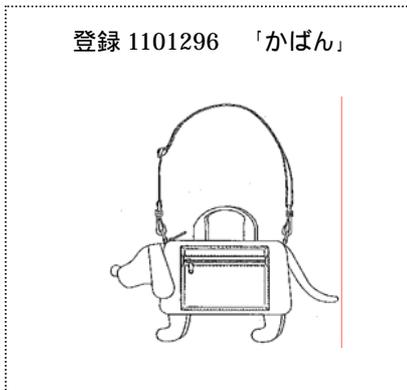
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
かばん	携帯用小物入れ	ハンドバッグ
セカンドバッグ	手提かばん	手提袋
肩掛けかばん	化粧用ポーチ	

定義

かばん又は携帯用袋物(背負いかばん又は背負い袋を含む)で、本体の形状が具象形のもの。または、正面視の形状が具象形のもの。



分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

注. B 4 - 1 2 ~ 1 5 に優先して付与する。

過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	意匠分類の名称
B 4 - 1 2	かばん又は携帯用袋物、ウエストバッグ型

対応する旧意匠分類 移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	分類の名称 または 移行した物品
B 4 - 1	かばん又は携帯用袋物

参考分類・参考物品

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示

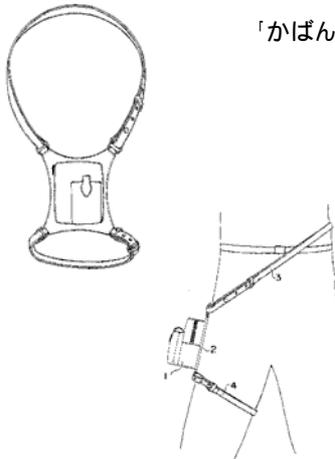
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品

ウエストバッグ	ウエストポーチ	携帯用小物入れ

定義

かばん又は携帯用袋物のうち、ウエストバッグ型およびホルスター型等のベルト付きの小物入れ。ベルト等で直接身体に付け保持する(装着する)タイプの携帯用小物入れ。

<p>登録 1164153 「携帯用小物入れ」</p> 	<p>登録 1180547 「かばん」</p> 	<p>登録 1164364 「携帯電話ホルダ」</p> 
<p>登録 1176211 「携帯用小物入れ」</p> 		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

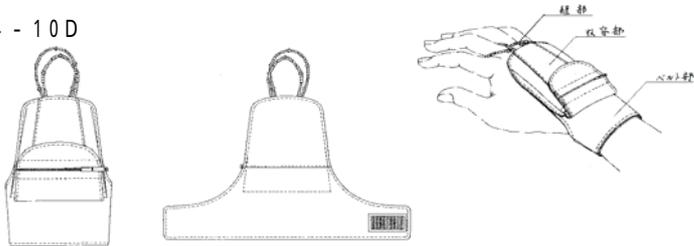
注1:単に、ベルトや腰等に取り付けて使用するものは含まない。

注2:ベルトがなく、単に、背面側に帯状のベルト通しがあるだけのものは含まない。

<p>注1 登録 1081466 「携帯用小物入れ」 B4-10CE、 B4-10D</p> 	<p>注2 登録 1067317 「携帯用小物入れ」</p> 
--	--

注3:直接身体に装着するものでも、ベルトのないものは含まない

登録 1114737 「携帯用小物入れ」
B4-10D



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

注4: B4 - 13 ~ 15 に優先して付与する。

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-13	かばん又は携帯用袋物、円盤型

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1G	一	かばん又は携帯用袋物(円型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

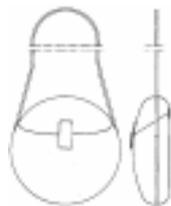
この分類に含まれる物品		
かばん	携帯用小物入れ	ハンドバッグ
手提かばん	手提袋	肩掛かばん

定義

かばん又は携帯用袋物のうち、本体の形状が略円盤状のもの(正面視形状がほぼ円形のもの)



登録 809139
「ハンドバック」



登録 348282
「テサゲカバン」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

注1:縦長円筒形状のものは含まない。

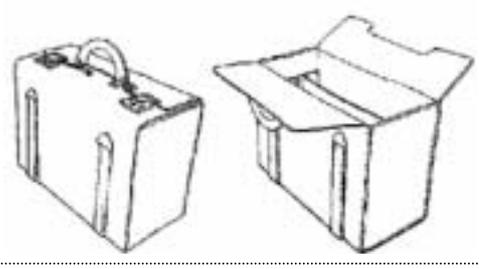


分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

注2: B4-14~15に優先して付与する。

過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-14	かばん又は携帯用袋物、箱型

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1F	—	かばん又は携帯用袋物(箱型)
B4-1FA	—	かばん又は携帯用袋物(箱、薄型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
F2-714	情報記録媒体整理保管具(テープマガジン収納ケース)	
B7-020	化粧用具入れ	
F2-7441	携帯用書類袋	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
かばん	手提かばん	肩掛けかばん
トランク	スーツケース	ギャジットバッグ
カメラバッグ	化粧バッグ	
定義		
<p>提げ手がついて、本体と蓋体とに分かれる略箱型のかばん。箱型とは多少の外力によって、本体が変形しないものをいう。布製のものであっても本体形状が変形しないものを含む。主として、アタッシュケース、スーツケース、化粧バッグ(箱型)、カメラバッグ(箱型)等を分類する。</p>		
<p>登録 822075 「手提げかばん」</p> 	<p>登録 1079891 「かばん」</p> 	
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
注1:テープマガジン収納ケースのうち、仕切のないかばん状のもの(手提げボックス型)はB4-14へ		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4 - 14	C	伸縮引手付き

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B4 - 1F	—	かばん又は携帯用袋物(箱型)
B4 - 1FA	—	かばん又は携帯用袋物(箱・薄型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)		
かばん又は携帯用袋物・箱型のうち、伸縮機構を有する引き手が付いたもの。		
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 登録 1146132 「スーツケース」  </td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 登録 1097809 「スーツケース」  </td> </tr> </table>	登録 1146132 「スーツケース」 	登録 1097809 「スーツケース」 
登録 1146132 「スーツケース」 	登録 1097809 「スーツケース」 	
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)	
注1: E、Fに優先して付与する。 注2: 伸縮式でない引き手は含まない。	
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 登録 1079408 「スーツケース」 B4-14  </td> </tr> </table>	登録 1079408 「スーツケース」 B4-14 
登録 1079408 「スーツケース」 B4-14 	

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
E	縦(前後)分割開閉型	
F	横(上下)分割開閉型	

過去に分類した物品の名称	

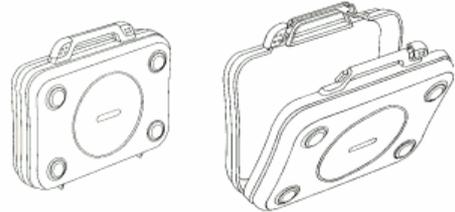
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4 - 14	E	縦(前後)分割開閉型

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B4 - 1F	—	かばん又は携帯用袋物(箱型)
B4 - 1FA	—	かばん又は携帯用袋物(箱、薄型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)
かばん又は携帯用袋物、箱型のうち、提げ手がついていて、本体と蓋体が縦(前後)に分かれるもの。主として、アタッシュケース、スーツケース、ハードタイプの書類かばん、電子計算機用バッグ等に付与する。

登録 1134578
「かばん」



登録 1070504001
「手提げかばん」



登録 1069719
「トランク」



登録 1135113
「かばん」



登録 1115560
「手提げかばん」



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
C	伸縮引き手付き	
F	横(上下)分割開閉型	

過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4 - 14	F	横(上下)分割開閉型

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B4 - 1F	—	かばん又は携帯用袋物(箱型)
B4 - 1FA	—	かばん又は携帯用袋物(箱、薄型)

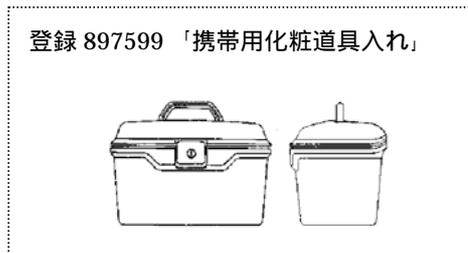
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
K1 - 53	工具箱
D6 - 440	整理箱

定義(図例必須)
かばん又は携帯用袋物、箱型のうち、本体と蓋体が横(上下)に分かれるもの。主として、ハードタイプの化粧用バッグ、カメラ用バッグ等に付与する。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)
専用ものでも形状が一般的な箱形のものを含む。(例えば、携帯用のカメラ用品用ケース、携帯用の電子計算機用ケース、携帯用の化粧用具入れ等) ただし、用途に応じて特殊な形態を有しているものは含まない。



このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
C	伸縮引き手付き	
E	縦(前後)分割開閉型	

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-15	背負いかばん又は背負い袋

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-20	一	背負いかばん又は背負い袋
B4-21	全	ランドセル

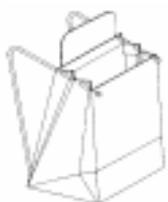
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
リュックサック	ナップサック	背負いかばん
背負い袋	ランドセル	スクールバッグ

定義

かばん又は携帯用袋物で、背負いひもの付いたもの。

登録 1162968 「背負いかばん」 	登録 1081538 「肩掛け可能手提げ袋」 	登録 1066739 「保温用背負い袋」 
---	--	---

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

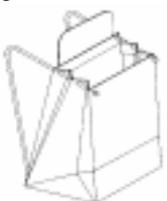
注1: 背負いかばん又は背負い袋でも、本体の形状が具象形のものB4-11へ。

注1: 登録 1182754
 「携帯用小物入れ」 B4-11



過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4-15	DD	開口部、口ひも型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1M	—	かばん又は携帯用袋物(きんちやく型)
B4-20	—	背負いかばん又は背負い袋
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
背負いかばん又は背負い袋のうち、主たる開口部をひも等で締めるもの(きんちやく型)。主として、ナップサックタイプのものに付与する。		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>登録 1112405 「肩掛かばん」</p>  </div>		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
注1: 開口部をひも等で締めるものでも、被り蓋のあるもの(ふた覆い型)は含まない。		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>登録 1081538 「肩掛け可能手提げ袋」 B4-15</p>  </div>		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
G	ランドセル、背負い学生かばん型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4-15	G	ランドセル、背負い学生かばん型

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-20	一	背負いかばん又は背負い袋
B4-21	全	ランドセル
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

定義(図例必須)

背負いかばん又は背負い袋のうち、学童用背負いかばん又は中高生用の通学かばんタイプのものに付与する。

登録 1133722 「ランドセル」 	登録 1133729 「背負いかばん」 	登録 851602 「カバン」 
---	--	---

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

意匠に係る物品の名称を「ランドセル」としている背負いかばん、意匠に係る物品の名称を「背負いかばん」としているものでも、ランドセルの形状をしているものはここへ分類する。

登録 1179128 「ランドセル」 	登録 1176767 「ランドセル」 
--	--

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
DD	開口部、口ひも型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-16	かばん又は携帯用袋物、簡易手提袋型

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1J	全	かばん又は携帯用袋物(簡易手提袋型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
B4-10	かばん又は携帯用袋物
C3-371	ごみ袋
F4-420	提げ手付きの包装用袋

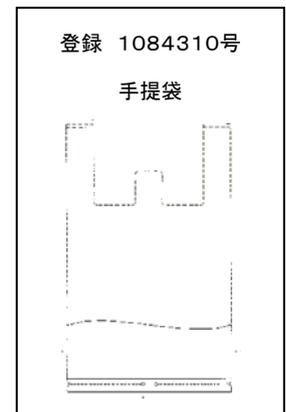
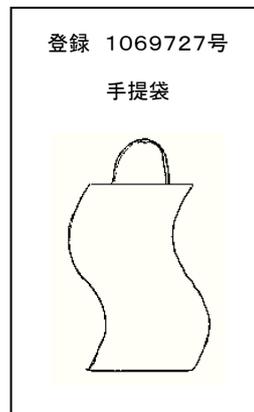
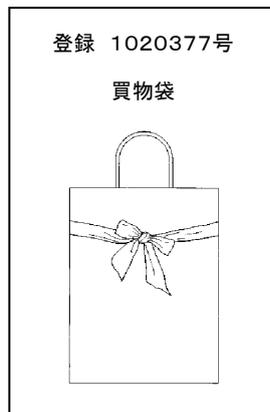
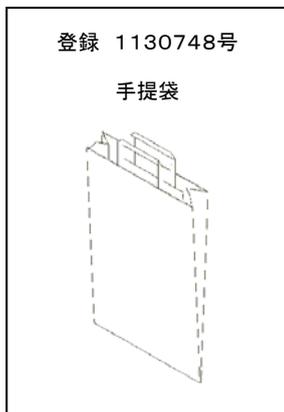
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
買物袋	手提袋	

定義

1. 収納物を特定せず、手に提げて一時的に簡便に持ち運ぶための、紙やビニールなどの薄手の素材で作られた、上部が単純に開口しているだけの物入れ。

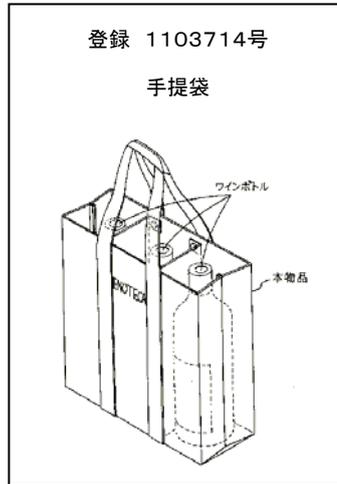
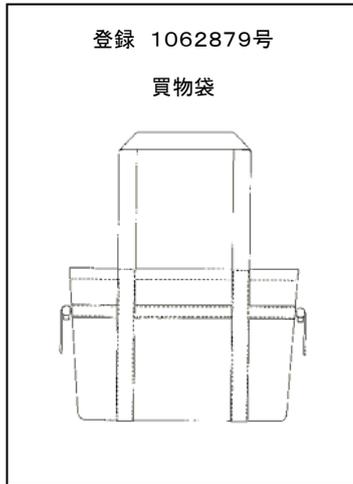
① 以下のようなものが含まれます。



②以下のようなものは含まれません。

- ア、開口部がファスナーによるもの
- イ、側面にポケットが付いているもの
- ウ、開口部が紐によって締められるもの(巾着型)
- エ、提げ手が側面に強固に取り付けられているもの(例えば、布や皮革に表れる縫い目があるもの)

以下はいずれも、B4-16ではなくB4-10



分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

1. 手提袋か、提げ手付きの包装用袋(F4-420)なのか、あるいはごみ袋(C3-371)なのかは、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分けられます。

過去に分類した物品の名称

手提袋	買物袋	

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-17	かばん又は携帯用袋物、手付きかご型

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1K	全	かばん又は携帯用袋物(手付きかご型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
G1-501D	運搬用容器 (D取っ手有り)
D6-441B	収納かご (B買い物かご状取っ手付き)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
手提かご	買い物かご	

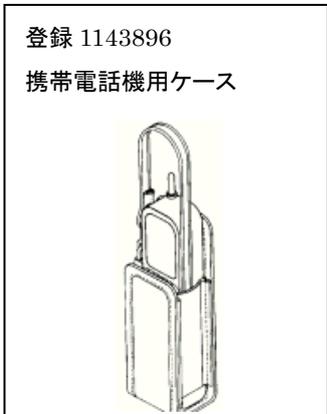
定義		
かご型で把手の付いたもの。		
登録 1052561 「手提かご」 	登録 1012343 「手提かご」 	登録 1111691 「手提かご」 

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
 主にスーパーマーケット等、店舗内で使用される商品運搬用の手提かごはG1-501またはG1-501Dへ分類する。

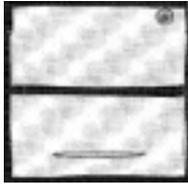
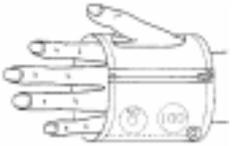
登録 1163931 「買い物カゴ」 
--

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-18	携帯電話機入れ

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-3190	一	電話機部品及び付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-4391	携帯電話機用ホルダー	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
携帯電話機入れ		
定義		
携帯電話機を所持する専用の入れ物。		
登録 1178214 携帯電話機用袋物 	登録 1143896 携帯電話機用ケース 	登録 1127559 携帯電話機用密封収納具 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
携帯電話機を卓上や車内で保持するためのものは含まない。(H7-4391へ)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
注1:汎用性のあるもの(携帯電話機以外の小物も収納できるもので、形態に携帯電話機用の特殊性がないもの)は含まない。(B4-10等)		
注2:携帯電話機入れ以外の小物入れがついたものは含まない。(B4-10等)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-4	財布

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
B4-1	—	かばん又は携帯用袋物			
B4-1A	—	かばん又は携帯用袋物(口金開口型)			
B4-1AA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付き口金開口型)			
B4-1AB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付き口金開口型)			
B4-1B	—	かばん又は携帯用袋物(ふた覆い型)			
B4-1BA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きふた覆い型)			
B4-1BB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きふた覆い型)			
B4-1C	—	かばん又は携帯用袋物(ファスナー開口型)			
B4-1CA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付きファスナー開口型)			
B4-1CB	—	かばん又は携帯用袋物(肩ひも付きファスナー開口型)			
B4-1D	—	かばん又は携帯用袋物(具象型)			
B4-1DA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付き具象型)			
B4-1E	—	かばん又は携帯用袋物(折畳み型)			
B4-1G	—	かばん又は携帯用袋物(円型)			
B4-1M	—	かばん又は携帯用袋物(きんちゃく型)			
参考分類・参考物品					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
この分類に含まれる物品					
財布		小銭入れ			
定義					
財布、小銭入れを分類する。					
登録 1069734 「小銭入れ」 		登録 1067827 「財布」  		登録 755434 「財布」  	
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)					
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)					
①物品の名称を「財布」、「小銭入れ」とするもの。あるいは②説明、使用状態参考図等から財布と思われるもの。					
過去に分類した物品の名称					

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4-4	A	具象型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1D	—	かばん又は携帯用袋物(具象型)
B4-1DA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付き具象型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
財布のうち、本体の形状が具象形のもの。または、正面視の形状が具象形のもの。		
登録 1176141 「財布」	登録 1164658 「財布」	登録 1011128 「財布」
		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
(注)Bに優先して付与する。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
B	折り畳み型	
過去に分類した物品の名称		

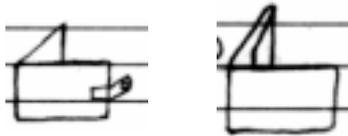
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
B4-4	B	折り畳み型

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1E	一	かばん又は携帯用袋物(折り畳み型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)

財布のうち、2つ又は、それ以上に本体を折り畳むもの。

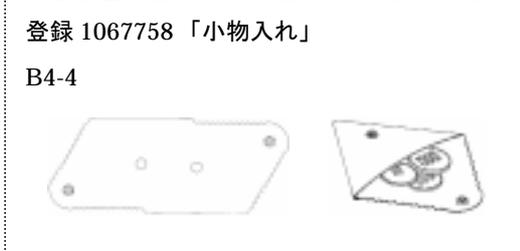


他のDタームとの関係(付与しない意匠)

注1: 外観が2つ折り等でも収納部とふた部(収納部がない)とからなるものは含まない。



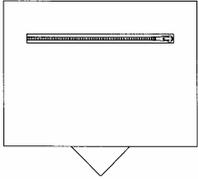
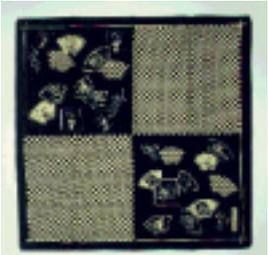
注2: 折り畳んで財布を形作るものは含まない。形成された財布の形態により付与する。



分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	具象型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-5	ふろしき等

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
B4-3	全	ふろしき等	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
B2-71	スカーフ		
B2-8	ハンカチ		
C1-70	タオル等		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
ふろしき	ふくさ		
定義			
布等で矩形状に形成し、物を包んで持ち運ぶもの。小形の絹のふろしき。茶の湯に使う、絹の小さい布。			
登録 1167956 号 巾着用ふくさ 	登録 1116356 号 小布 	登録 1081974 号 ふろしき 	登録 1081971 号 ふろしき 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
各種タオル、ハンカチーフ、ネッカチーフは含まない。			
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			
ふろしき	ふくさ	小布	
巾着用ふくさ			

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4 - 900	かばん又は携帯用袋物等部品及び付属品

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B4 - 90	—	かばん又は携帯用袋物等部品及び付属品

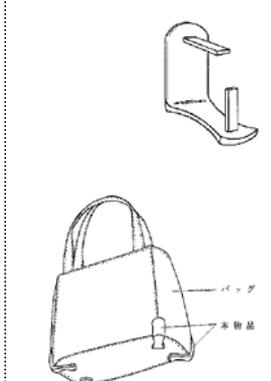
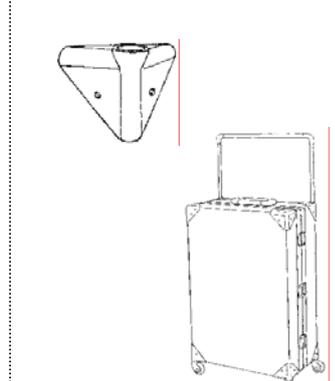
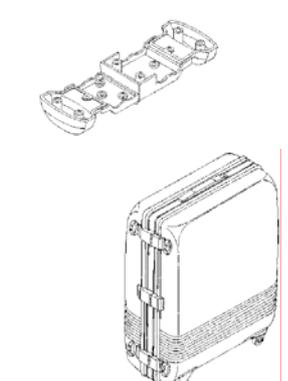
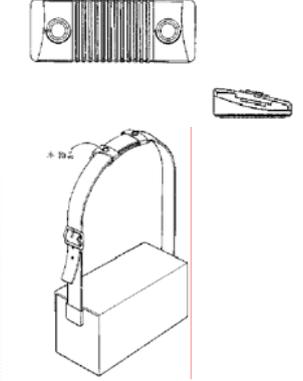
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
B9 - 1代	衣服及び身の回り品部品

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
かばん用提げ手取り付け具	かばん用肩掛けバンド	かばん用縁材

定義

かばん又は携帯用袋物を構成する部品及び汎用性のないかばん又は携帯用袋物の付属品で、下位に該当分類のないもの。

<p>登録 965922 「袋物用コーナー金具」</p> 	<p>登録 1179628 「スーツケース用隅角補強部材」</p> 	<p>登録 844341 「スーツケース用蝶番」</p> 	<p>登録 788805-001 「鞆等のベルト肩当て具」</p> 
--	---	---	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

注1: かばん又は携帯用袋物用のカシメ金具、鉄、化粧鉄、飾り鉄はM3 - 1230に分類する。
 注2: かばん又は携帯用袋物用の座金はM3 - 191に分類する。
 注3: かばん又は携帯用袋物の部品及び付属品で汎用性のあるものはB9 - 1代へ分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)	
過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-91	ランドセル用部品及び付属品

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-91	全	ランドセル用部品及び付属品

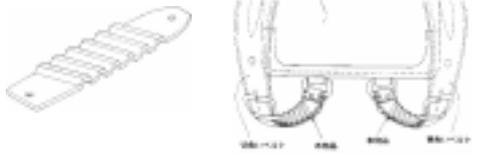
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
ランドセル用回転環	ランドセル用背板	ランドセル用背負い帯取り付け環
ランドセル尾錠用飾り金具	ランドセル底板	ランドセルカバー

定義

ランドセルのみに使用される部品及び付属品。

登録 1051012 「ランドセルの肩ベルト取付具」 	登録 1179893 「ランドセルの背板」 	登録 1153045 「ランドセルの背負いベルトの補助具」 
--	---	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

注:ランドセル専用の錠はここへ分類する。

登録 1099319 「ランドセル用錠」 
--

過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-920	かばん用把手又は携帯用袋物の把手

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-92	全	かばん用提げ手又は携帯用袋物の提げ手
B4-90	一	かばん又は携帯用袋物等部品及び付属品

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
F4-923	包装用提げ手

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

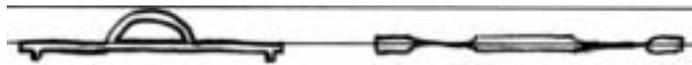
この分類に含まれる物品		
かばん用提げ手	袋物用提げ手	かばん用ハンドル
かばん用把手		

定義

かばんまたは携帯用袋物専用の提げ手、把手。

注1: 包装用提げ手のうち、以下の形態のものも含む。

注2: 旅行かばん、スーツケース等の本体に取り付けられる伸縮ハンドル、可動引き手を含む。



<p>注1: 例1 登録 607743 「袋物用提手」</p>	<p>注2: 例1 登録 843749 「かばん用ハンドル」</p>	<p>注2: 例2 登録 1148051 「直立型かばん用 ホイールハンドル」</p>	<p>注2: 例3 登録 1177660 「キャスターバッグ用 伸縮ハンドル」</p>
<p>注1: 例2 登録 1178366 「かばん用提げ手」</p>	<p>注1: 例3 登録 1101244 「かばん用提げ手」</p>		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

①注3: 商品を梱包した後、紐に引っ掛けて持ち運ぶための提げ手はF4-923(包装用提げ手)へ分類する。

注3: 例 登録 1105317 号
包装用提げ手

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称	
--------------	--

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-93	かばん用口金又は携帯用袋物の口金

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-93	全	かばん用口金又は携帯用袋物の口金

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
かばん用口金	袋物用口枠	ハンドバッグ用口金

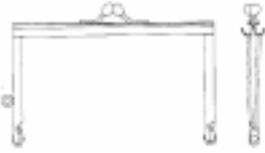
定義

かばん及び袋物の開口部に使用される口金。

登録 943415-001
「かばん用口金」



登録 674823
「袋物用口金」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		

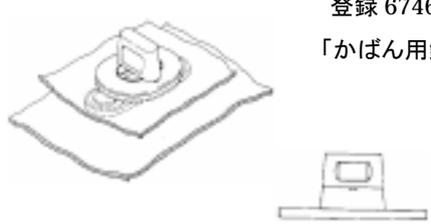
意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-94	かばん用錠又は携帯用袋物の錠

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
B4-94	全	かばん錠又は携帯用袋物の錠	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
B9-110	衣服及び身の回り品用止め金具

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
かばん用錠	袋物用錠	

定義		
かばん袋物だけに使用される錠。		
<p style="text-align: center;">登録 1072351 「鞆用錠」</p> 	<p style="text-align: center;">登録 1176738 「かばん用錠」</p> 	<p style="text-align: center;">登録 674649 「かばん用錠」</p> 

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)	
注1: ランドセル専用の錠はB4-91へ分類する。(B4-91参照)	
注2: 「磁石付き係合具」はB9-110へ分類する。	
<p style="text-align: center;">登録 1049852 「掛止め金具」</p> 	

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		